

令和 年 月 日

扶養親族の増減等があった方へのお知らせ

ご出産や扶養親族の就職等により扶養親族に増減があった場合には、今後の源泉所得税額等を正しく算出するために、すでに提出いただいた「令和6年分扶養控除等(異動)申告書」を訂正していただき、必要事項を記載の上、速やかに 課(担当)あて提出願います。

配付書類

	書類名	提出の可否	備考
1	令和6年分扶養控除等(異動)申告書	該当者	令和6年12月31日までに退職される方を除き、必ず提出願います。